


特別支援教育における
幼稚園、小・中学校、高等学校と
関係機関との連携の進め方



平成20年3月

はじめに

平成19年度からの特別支援教育の全面実施により、幼稚園、小・中学校、高等学校等においては特別支援教育の校内支援体制を組織し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握を行い、個々のニーズに応じて適切な教育を行うことが法的に位置付けられました。これに先立ち、本センターで「特別支援教育指導資料第19集」として校内支援体制の構築を図るためのガイドブックを発行したところ、小・中学校において特別支援教育を推進する上で大いに活用していただいています。

これまで、本県では特別支援教育体制推進事業をはじめ各種の取組により、特別支援教育体制の充実が徐々に図られてきています。本年度、特別支援教育体制推進事業の指定地域になった利根教育事務所及び東部教育事務所管内でも、小・中学校等における校内支援体制が整備され、特別支援教育コーディネーターを中心に校内における支援が行われています。しかし、本県全体を見たとき、小・中学校等において校内の教育資源だけで対応できないとき、「どこの機関と連携したらよいか判断が難しい」「地域の支援体制をどのように活用したらよいか」などといった疑問が聞かれ、特別支援学校等の関係機関についての情報が伝えられていても、まだ何をどのように連携したらよいか明確になっていない現状があるといえます。

今後を見据えたときに、校内の教育資源だけでなく、特別支援学校やその他の関係機関との連携を図りながら多面的な支援を進めていき、校内支援体制の充実を図る必要があると考えます。また、本県では、高等学校や幼稚園においても、特別支援教育の体制を構築するために特別支援学校等の支援が必要とされています。そこで、園・学校が、特別支援教育のセンター的機能を有する特別支援学校をはじめ、関係機関の専門的な助言や支援を受けながら、特別支援教育の体制を充実させることをねらいとして、特別支援学校等の関係機関との連携の進め方に関する指導資料を作成しました。

なお、総合教育センターでは、特別支援教育コーディネーターの指導者養成や発達障害のある子どもの指導の充実を目指した研修講座をはじめ、各学校における特別支援教育推進上の課題解決に向けた支援や校内研修の支援を行うなど、特別支援教育に関する取組や研究をさらに充実させてまいります。

おわりに、本指導資料の作成にあたり、実践事例や資料を提供してくださいました各学校の校長先生はじめ担当の先生方に、厚くお礼を申し上げます。

平成20年3月

群馬県総合教育センター所長 濱田陽一

目 次

○ はじめに

ページ

I 部 理論編

1	関係機関との連携の必要性	1
2	関係機関との連携・相談の進め方	2
3	特別支援学校との連携	3
4	関係機関と連携する上での留意点	4
5	個別の教育支援計画の策定と活用	5

II 部 事例編

特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校が連携した事例

1	小・中学校の事例	
・	事例 1 : A 小学校	6
・	事例 2 : B 中学校	7
・	事例 3 : C 中学校	8
・	事例 4 : D 中学校	9
2	特別支援学校の事例	
・	小・中学校への支援（児童生徒を対象）	10
・	小・中学校への支援（担任等を対象）	17
・	高等学校への支援	21
・	幼稚園、保育所への支援	26

III 部 資料編（各学校等の Web ページをご覧ください。）

1	特別支援教育総合サポート事業	28
2	特別支援学校	30
3	発達障害者支援センター	54
4	総合教育センター	56
5	通級指導教室	57
6	市町村の主な相談支援事業	58

IV 部 特別支援教育概論編

1	特別支援教育の推進	
・	特別支援教育の理念	60
・	小・中学校における特別支援教育	60
・	高等学校における特別支援教育	61
・	幼稚園における特別支援教育	63
2	校内での支援の進め方	64

○	参考・引用文献	71
---	---------	----

○	総合教育センターで編集・発行した特殊教育・特別支援教育指導資料	71
---	---------------------------------	----

I 部 理 論 編

- 1 関係機関との連携の必要性
- 2 関係機関との連携・相談の進め方
- 3 特別支援学校との連携
- 4 関係機関と連携する上での留意点
- 5 個別の教育支援計画の策定と活用

1 関係機関との連携の必要性

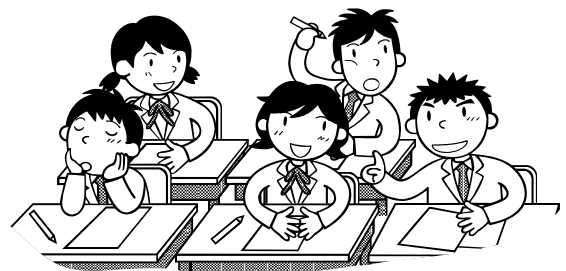
小・中学校と関係機関との連携の必要性については、平成15年3月に調査研究協力者会議から出された「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」の中で、「障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して効果的・効率的な教育を行うためには、盲・聾・養護学校と小・中学校の日常的な情報交換はもちろん児童生徒に対する教育を行う上で密接な連携が不可欠である。」「教育という側面から対応を考えるに当たっても、福祉、医療等の面からの対応の重要性も踏まえて関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となる。」と述べられています。

特別支援教育では、子どもの発達の状況や行動特性などを理解した上で、そのニーズに対応して具体的な教育的支援について検討することになります。しかし、幼稚園や小・中学校、高等学校、中等教育学校（以下、「小・中学校等」という）の教員は、必ずしも特別支援教育に関する専門的な知識をもっているとは限らないので、校（園）内の教育資源だけで対応するのが難しいことも多くあります。その場合は、関係機関から専門的な助言を受けて、学校における教育をより効果的・効率的なものにするとともに、校（園）内の支援体制をより活性化させることが大切です。

特別支援教育における「連携」では、保護者や学校、関係機関、専門家など子どもを取り巻く人たちが、お互いの人的・物的な専門性を活用しながら、子どもの問題を解決するために協働して取り組むことが求められています。小・中学校等においては、学級担任等が一人で問題を抱え込むことなく、チームによる支援を行うことが特別支援教育の基本姿勢です。特別支援教育コーディネーターを中心として、校（園）内の支援体制を整備するとともに、積極的に関係機関の担当者と連携を取り、「顔の見えるネットワークづくり」を進めていくことが大切です。

関係機関との連携を図ることによって期待できるメリットとしては、以下のようなことがあげられます。

- 対象となる子どもが持っている困難さやその背景などがより専門的に分かり、具体的な支援方法が明らかになる。
- 対象となる子どもについて、学校での指導上の留意点が分かり、職員間で共通理解ができる。
- 校（園）内委員会や支援チームの機能が活性化される。
- 特別支援教育に関する職員の理解・啓発が図れる。
- 保護者が自分の子どもをより客観的に理解できるようになる。



2 関係機関との連携・相談の進め方

関係機関との連携・協力を進めるために、相談等の依頼を行うことが必要になった場合の手続きを決めておくことが大切です。

○地域の関係機関に関するリストを作成しておく。

特別支援教育コーディネーターが中心となって、地域にどのような教育、医療、福祉、労働等の関係機関があり、どのような相談や協力をしてもらえるのかなどの情報を収集し、整理しておきます。

○連携・協力を得るかどうかの判断をする。

校(園)内委員会で、相談や助言を依頼する必要性、その目的や条件等について検討して判断し、依頼する機関を決定します。依頼の判断をする参考として、自校の教育資源を吟味し、自校で「支援できること」と「支援できないこと」を明確にしておくようにします。

○どんなことを相談したいのか整理する。

子どものどのような状態について相談したいのか、そのことについて、学校又は担任としてどのような対応をしているのか、課題等を整理します。そして、学級での指導における支援なのか、個別の支援なのかなど、具体的に得たい助言等をまとめます。

○保護者の同意を得る。

関係機関に相談等を依頼する場合には、保護者に事前にその目的や提供する資料等について説明して同意を得て、共通理解のもとに進められるようにします。

○関係機関との連絡調整を行う。

特別支援教育コーディネーターが中心となって、相談等の日程や必要な資料等についての調整を行います。

○必要な資料を作成し、準備する。

相談等を依頼する関係機関に対して説明や報告をするために、子どもに関する資料を収集し、準備します。

<必要な資料について>

相談や助言を得るために必要な情報・資料のみを収集するようにします。

- ・子どもの特徴的な様子について簡単にまとめたもの
- ・現在、どのような場面でどのような支援をしているのか、またその反応、結果についてまとめたもの
- ・周囲の子どもたちのかかわりの様子を含めた学級全体の状況
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画、心理検査・発達検査のデータ、子どものノートや作品など

県内の発達に関する相談機関一覧が、総合教育センターのWebページに掲載されています。内容別、地域別に検索することができます。

<http://www.center.gsn.ed.jp/kodomo/tokubetu/soudankikan/kikan.htm>

3 特別支援学校との連携

平成19年4月に施行された改正学校教育法では、特別支援学校は、在籍幼児児童生徒に対する教育を行うほか、幼稚園、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の教育について必要な助言又は援助を行うように努めることが、新たに規定されました。それを受けて、特別支援学校では、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かして、地域における特別支援教育のセンター的機能のより一層の充実を図っています。特別支援学校からは、障害のある子どもに関する理解や専門的な指導内容・方法、校(園)内支援体制の整備など、小・中学校等の特別支援教育の充実を図るために役立つ具体的な助言や研修の機会などを得ることができます。

そこで、特別支援学校が支援できると考えられる具体的な取組の例を紹介します。

① 小・中学校等の教員への支援機能

- ・ 特別な支援を必要とする子どもの心理面・学力面・行動面の実態把握と、学級経営、教科指導等に関する助言
- ・ 支援会議、事例研究会への参加と助言
- ・ 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成への支援

② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能

- ・ 就学前の幼児の発達や障害に関する保護者等への相談
- ・ 通常の学級に在籍している子どもの学習面や行動面等に関する相談
- ・ 啓発用のリーフレット等の配布、資料等による情報発信

③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能

- ・ 幼稚園、小・中学校等への巡回による指導
- ・ 心理検査等の実施
- ・ 通級による指導(聾学校)

④ 医療、福祉、労働等の関係機関との連絡・調整機能

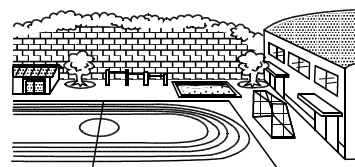
- ・ 関係機関の種類や支援内容についての情報の提供、連絡・調整など
- ・ 福祉サービスの利用についての情報提供

⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能

- ・ 地域の小・中学校等の教員を対象とした研修会、講演会等の実施
- ・ 校(園)内研修や地域で行われる研修会等への講師の派遣

⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

- ・ 教材・教具、心理検査用具等の貸し出し
- ・ 学校見学の実施、施設等の開放



学校によってそれぞれ特徴がありますが、特別支援学校にはこのようにたくさんの支援機能があります。校(園)内委員会での支援の検討を進めても、状態の改善がなかなか見られない場合など、特別支援学校に気軽に相談してみることをお勧めします。

4 関係機関と連携する上での留意点

関係機関に依頼する場合としては、①自校での取組だけでは、十分な支援につながらないとき、②教育実践上、子どもについての判断や専門的な助言等が必要なとき、③保護者からの申し出があったとき、などが考えられます。いざ、小・中学校等が関係機関に相談や助言を依頼することになったとき、効果的な連携を行うためには以下のような留意点があります。

1 支援の方向性を共通理解し、目的を明確にする。

校(園)内委員会や支援会議で、対象となる子どもの実態や支援の方向性を十分検討し、校(園)内で共通理解を図ります。その上で自校でできることと、関係機関との連携・協力により解決していくことを整理し、どんな目的でどんな支援を得たいのかを明確にして依頼するようにします。常に相手に支援を求めるだけの一方向的な関係に陥らないように留意する必要があります。

2 個人情報の扱いに留意する。

関係機関との連携においては、子どもの個人情報の提供が必要になる場合が多くあります。個人情報保護に関する法律に従って、学校をあげて個人情報の保護・管理に取り組む必要があります。学校として、個人情報の取扱、運用、管理等を定めた校(園)内規定を設けます。なお、個人情報を提供するに当たっては、基本的に保護者の了解を得ることが必要です。

3 保護者の心情に配慮する。

保護者と面談を行い、保護者の考えや思いを十分聞いたうえで、相談等の目的を話し同意を得るようにします。説明に当たっては、学校生活を送る上で苦勞し、困っているのは子ども自身であること、そして子どもがより学習しやすく生活しやすい環境を整えるために、専門機関へ相談に行き助言を得ることを、分かりやすく話すように心がけます。それでも、保護者が抵抗感を示す場合は、担任とコーディネーターだけで相談に行くことも考えられます(個人情報は出さないようにします)。その場合は、専門家の助言をもとに学校で環境や支援を見直し、結果として子どもの状態に改善が見られれば、それを保護者に伝えることにより、保護者の考え方を変え、相談に対して前向きにするきっかけとなる場合があります。

関係機関との効果的な連携を行うためには、小・中学校等が全教職員の共通理解のもとに校(園)内支援体制を構築し、特別支援教育コーディネーターが中心となって連絡・調整を行い、目的を明確にして主体的に取り組むことが求められています。そして、相談・連携によって関係機関から得られた助言は、その事例だけにとどめることなく、自校における特別支援教育のノウハウの蓄積に生かし、校(園)内支援体制の改善・充実に結び付けていくことが大切です。

5 個別の教育支援計画の策定と活用

1 目的

個別の教育支援計画は、障害のある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、中・長期的な視点から適切に対応していくという考えのもと、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うことを目的に策定するものです。

この支援計画は、教育を中心に医療、福祉、労働等の様々な関係機関が密接な連携・協力のもとに、情報を共有し必要な支援を行うための中核的なツールとして活用することが意図されています。小・中学校等においても、必要に応じて、個別の教育支援計画を策定して、関係機関との連携を図った効果的な支援を進めることが大切です。

2 役割と活用の意義

個別の教育支援計画が果たす役割と活用の意義としては、以下のことがあげられます。

①子ども本人の生活をトータルにとらえた生活全般の支援

子どもの過ごす場所は多岐にわたります。本人を中心とした個別のネットワークを形成し、本人のニーズに応じて必要な社会資源を活用し、本人を支援していくためのものです。

②生涯にわたる一貫した支援

就学前から学校へ、学校から社会へと移行するとき、支援の方針を関係機関で共有し、将来の生活を見据えながら支援を継続的に進めていくためのものです。

③本人の社会参加を進めるための総合的な支援

将来の社会参加を想定したとき、身体的・心理的な困難さ、生活したり働いたりする上での困難さなどに対応した総合的な支援を関係機関が連携して進めるためのものです。

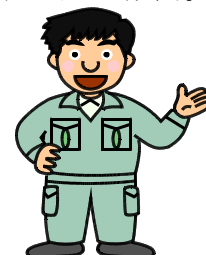
個別の教育支援計画は、関係機関との連携のツールとしてだけでなく、教員の意識改革や専門性の向上のためのツールとしても意義があります。すべての子どものよりよい教育・支援のために、まずはできるところから、個別の教育支援計画の策定と活用を始めましょう。

3 内容と様式

個別の教育支援計画に必要とされる基本的な内容としては、以下のものがあります。

- 子ども一人一人のニーズ（現在・将来についての希望・願い）：障害による生活上の制約や困難を改善・克服するために、教育・福祉・医療等様々な分野から見た必要な事柄。
- 支援目標：子どもの実態とニーズをふまえた上での確かな支援を実施するための目標。
- 支援内容と支援機関：目標達成を目指した具体的な支援内容とその実施者・実施機関。
- 評価・改訂・引継事項など：実施した支援の評価や内容の改訂、引継事項等必要な事項。

様式については、地域の実情や子どもの状況等を考慮して各学校で決めることとなりますが、関係機関の人が見ても分かりやすく引継ぎしやすい枠組を工夫することが大切です。



Ⅱ部 事例編

【特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校が連携した事例】

- 1 小・中学校の事例
 - ・事例1：A小学校
 - ・事例2：B中学校
 - ・事例3：C中学校
 - ・事例4：D中学校

- 2 特別支援学校の事例
 - ・小・中学校への支援（児童生徒を対象）
 - ・小・中学校への支援（担任等を対象）
 - ・高等学校への支援
 - ・幼稚園、保育所への支援

1 小・中学校の事例

【事例1】(A小学校)

1 事例の概要

文字の読み書きに課題があり、発音に不明瞭な面が見られるAの事例

- ・言葉については、耳から入ったまま書く。例(ぶどう→ぶろう、うどん→うろん)
また、促音や撥音が正しく使えない。
- ・自分の考えや意見について、短い文で表現できるが誤字が多い。
- ・絵を見て文を作ることが難しい。
- ・ひらがなを読むのに時間がかかり、教科書の読み取りが難しい。
- ・文字からは、意味は理解できていない。
- ・通級指導教室(言語)も考慮して指導を進める必要性を感じている。

2 経過

4月に平成19年度群馬県特別支援教育総合サポート事業に申請・依頼したところ、前期訪問相談の日程が、6月に特別支援学校の巡回相談と連携して実施されることが決定し、本児をこの日の相談希望者の中に含めて指導を受けることになった。

当日、特別支援学校の地域支援部の担当教諭より、「読み取り」への支援方法を中心に指導を受け、発音が明瞭でない点についてWISC-Ⅲの検査を実施することにした。

6月下旬に地域支援部の教諭をテスターにWISC-Ⅲの検査を実施し、検査結果から全般的な発達の遅れが見られるが、言語性IQと動作性IQとの間に大きな差が見られないことが分かった。

3 指導内容

上記の経過と、日常生活について問題がないことから、今年度の目標を次の2点にしぼって支援を続けた。

- ・正しい発音ができるようにする。
- ・文節ごとの読み取り練習と、読みながら文の内容を理解できるようにする。

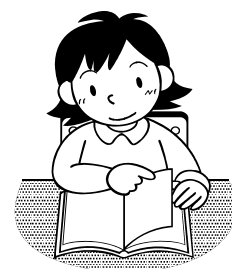
具体的な手立てとして、国語の教科書を読む際に、画用紙を用いて一行ずつ動かし、読む行を確認することができるようにした。慣れてきた段階で、教科書の文節ごとに線で区切って読めるように支援した。また、言語面では、主に「だ行」が「ら行」になっていることが分かり、耳から入力されるときに曖昧に入っていることに対して個別に支援した。

家庭と連携し、間違いやすい読み方は、その都度正しく読めるように指導した。

支援体制として、国語と算数の時間にT・Tによる指導を行い、きめ細かに個別指導が行えるように配慮した。

4 成果と課題

放課後、個別に文節ごとの読み方の指導や算数の文章題を解く指導を行った結果、題意を読み取る力が育ってきている。しかし、国語では、一行ずつであっても指で確認しきれないことがあり、今後も文節ごとの読み取り練習をしていく必要がある。なお、通級指導教室の利用については、今のところ本校での指導の様子を見ながら考慮する方向で考えている。



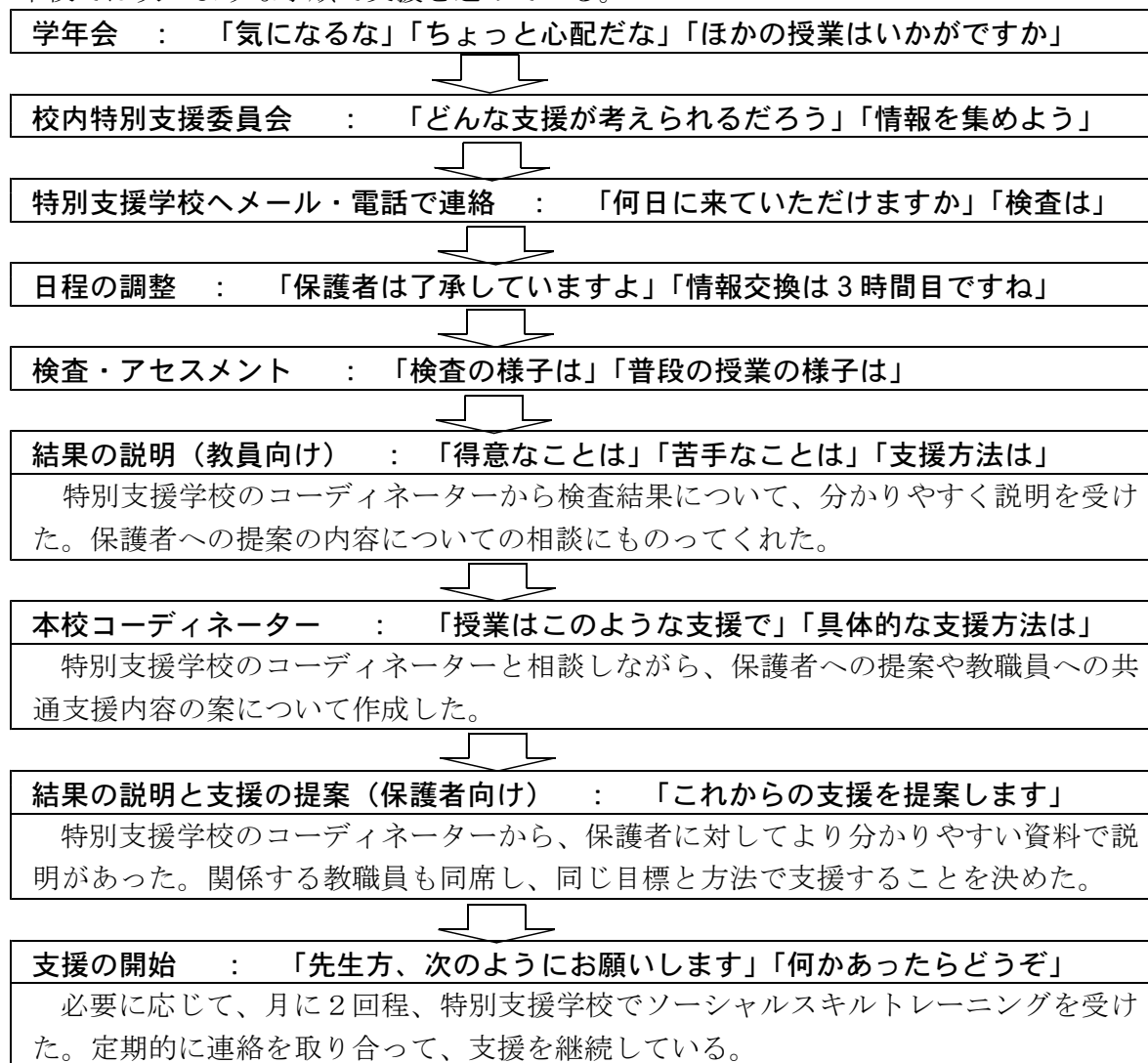
【事例2】(B中学校)

1 事例の概要

通常の学級における生徒の支援について、特別支援学校のセンター的機能を活用し連携することで、アセスメントをもとに具体的で個に応じた支援が行われている事例

2 経過

本校では次のような手順で支援を進めている。



3 変容及び成果

通常の学級にいる「ちょっと気になる」生徒たちへの支援が、特別支援学校のセンター的機能を活用し連携することで、より適切で効果的な支援になってきている。一人一人の先生の経験と勘だけに頼ることなく、データに基づいたアセスメントから支援が提案され、適切なアドバイスを保護者と共に受けることで、より効果的なそして継続的な連携活動ができていく。「ちょっと気になる」生徒たちも、共通の支援体制のもと日々の学校生活を送ることができ、以前に増して笑顔が増えてきたように感じる。保護者と同じ目標と支援についての話し合いが定期的に設定できていることは、よりうれしいことである。

【事例3】（C中学校）

1 事例の概要

特別支援教育が必要で個別指導を継続していても適応の成果が現れにくい事例

通常の学級に在籍している情緒不安定な生徒。教師の指示を受け入れることができない。自己中心的な行動で孤立化している。規範意識の欠如、自分の非を認めず他にすり替えようとする。自分の感情をコントロールできず、かっとなると自分を押さえることができずすぐキレる。友達への暴力・教師に対する暴言・器物の破損がたびたびあった。

2 経過

4月～5月	特別支援教育コーディネーターによる研修の企画・立案
5月	特別支援学校へ「訪問相談」の依頼 ・特別な支援を要する生徒の実態把握・家庭訪問等での情報整理
6月	第1回研修 特別支援学校「訪問相談」実施（6月上旬） ・授業等の見学・担任との意見交換（対人関係・学習・家庭環境等の様子） ・対象生徒の特別支援教育的な見方・今後の取り組みについて
6月～7月	第2回研修「特別支援教育のあり方」（6月中旬） ・演題「中学校における特別支援教育のあり方」 特別支援学校のコーディネーター
7月～8月	第3回研修 個別の指導計画の作成と具体的な支援策の共通理解（8月）
9月～12月	生徒指導部会・職員会議における情報交換（9月～12月）
1月	校内ケース会議における特別支援学校のコーディネーターによる助言依頼

3 成果と課題

【成果】

- (1) 訪問相談を通して生徒の問題点を整理することができた。
 - ①支援の必要な事項の整理：精神的に不安定で困ったことがあると怒ったり不機嫌だったりする。
 - ②友達関係づくりの支援：うまく自己表現できない。集団の中に入りたがらない。
- (2) 支援のための骨子づくり（個別の指導計画の作成）の手順が理解できた。
 - ①生徒の生育歴を把握・整理（情報の収集：小・中学校連携による担任の持つ情報）
 - ②問題行動の分析（例「人の話を聞き取る力：自分の事として受け入れる力」が弱い。人間関係づくりに問題がある。）
- (3) 支援のための手だて（問題行動への指導）を明確にすることができた。
 - ①注意指導の仕方 ②学級づくり ③教師の指導・支援 ④成長の見守り・成長観察

【今後の課題】

- (1) 特別支援教育推進委員会（校内組織）の推進計画に、「特別支援学校の訪問相談」を定期的に位置付けていくこと。
- (2) 特別支援教育コーディネーターが特別支援学校との連絡調整を事前に行い、担任や学年の抱えている課題を整理しておくこと（担任によるカルテづくり奨励）。
- (3) 通常の学級における生徒への支援のために、特別支援教育推進にかかわれる特配教員の配置の必要性。（コーディネーターだけでは多忙なため）

【事例4】(D中学校)

1 事例の概要

本校の生徒A(2学年)は、感音性難聴のため両耳とも補聴器をつけて生活している。

そのため、中学入学前に小学校から聞こえの様子や学校生活について引継ぎを受けた。補聴器をつけても、授業中や普段の会話等もかなり支障があるので、授業中には職員がFMマイクを付けて授業を進めているとのことであった。また、Aは定期的に市で開かれている県立豊学校の職員による通級指導を受けていた。しかし、家庭の事情で6年生から通級できなくなったため、特別措置として巡回指導担当者が小学校に出向いて個別指導を行う通級指導を受けることとなった。

中学入学後も、授業中には職員がFMマイクを付け授業を行っているほか、座席の配慮等、学校生活における留意事項を全職員で共通理解を図った。また、引き続き県立豊学校の通級指導が受けられるよう手続きを行い、現在、月1回の通級指導を受けている。

2 経過

通級指導におけるAへの指導内容

- 【聴覚管理】 補聴器点検とクリーニング。耳栓部(イヤーマールド)の状態確認。
- 【発音指導】 聴力の関係で判別が難しい音について、視覚情報を提示して覚えること。
- 【言語指導】 話し合いによる聞き取りのチェックや文章の読み・書きなど。

また、今年度に入り、教職員よりAの聞こえについて「反応が悪い」「よく聞こえていないのではないか」との話が出たため、養護教諭がAの様子を尋ねた。その結果少し前から聞こえが悪いとの訴えがあった。

数日後、通級指導のため来校していた巡回指導担当者に状況の報告を行い、本人の状態を再度確認してもらった。また、聴力検査が必要とのことで、後日豊学校よりオーディオメーターを持参し、聴力検査を実施した。その結果、右耳の聴力低下が疑われたため、早急に耳鼻科医で診断を受けるように勧められた。

学校での状況と検査結果をもとに、すぐに保護者に受診を勧めたが、家庭の事情で受診までになかなか至らなかった。しかし、Aの状態では早急な受診が何より必要との考えで、巡回指導担当者と相談を重ね、学校・巡回指導担当者の両方で保護者への働きかけをおこなってきた。

その結果、保護者の理解を得て2学期に受診することができ、現在主治医から適切に指導を受けて、学校生活を送っている。

3 変容及び成果

通級による指導で、適切な指導を受けることにより、言語理解も深まり、基礎学力の定着を図ることができた。学校として普段生徒とかかわっていく上での悩みや疑問を巡回指導担当者に定期的に相談できることは、生徒理解に大変有意義である。また、専門的なアドバイスを受けられることで、保護者への働きかけもスムーズに行うことができ、保護者の意識にも変容が見られ受診に至ることができた。

生徒の進路についても積極的に相談にのっていただき、現在生徒自身も進路について考え、それに向かって前向きに学校生活を送ることができるようになった。

2 特別支援学校の事例

小・中学校への支援（児童生徒を対象）

【事例1】 特別支援学校（知的障害）

事例の概要

小学校3年生。広汎性発達障害。集団活動になじめず登校渋りがあり、情緒障害特別支援学級に入級したが、不登校となり偏食も著しくなる。

保護者より登校に向けた働きかけについて、相談があった。

<具体的な支援>

保護者から本児の様子を聞き取り、関係者と情報を共有し連携した支援を行うことについて承諾を得た。そこで、在籍校、療育機関等と連絡を取り、お互いの情報を共有し、共通理解を図った。

本児は、①先を見通す力の弱さ ②社会性・社会体験の不足 ③コミュニケーション能力の弱さがあり、その結果、自由度が低い活動、予定が見えない活動、嫌なことでもみんなと一緒に参加しなければいけない活動を受け入れられない状態ととらえた。そして、対応については、以下のように考えた。

- 予定を伝え、参加については自己決定をさせる。
- 活動内容には、楽しいこと、好きなことを基本にして発展させる。
- 弁当には好きな物（ファストフードやカップラーメンも可）を持たせる。
- ソーシャルスキルトレーニングをする。
- 休日には好きな活動をして、コミュニケーションとストレス解消を図る。
- 大人や友達との基本的な信頼関係を構築する。

これらの対応について、家庭や在籍校、療育機関等及び本校で役割分担をし、相談を継続した。

在籍学級で調理実習を計画し誘ったところ、登校することができた。

はじめは週に1～2回欠席していたが、現在ではほぼ毎日登校するようになった。月に1回の相談で保護者と共に来校している。来校相談の報告を兼ねて在籍校と共通理解を図っている。



【事例2】 特別支援学校（知的障害）

事例の概要

6年生のAは、K-ABC心理・教育アセスメントバッテリーの結果、聴覚からの情報入力が弱く、「読む・話す」ことが苦手な自信を失い、友達の前で発言できない。Aへの支援について、担任、特別支援教育コーディネーターと共に支援策を検討し、指導実践してもらった。

<具体的な支援>

1 6月の巡回相談で検討された支援の基本的な考え方

- ・「読み」の支援として、文節区切り、文字拡大、一文おきにマーカーで色つけ等を行う。
- ・「算数」では、立体図形や公式等の学習に、模型や視覚的に分かりやすい教材を活用する。
- ・「人前での話」では、決まり文句を言う場面を設定し、自信をもたせる。

2 11月の巡回相談時、B先生が実践していた支援（教育事務所専門相談員と同行）

○：個別に対応している支援 ◇：学級経営面に対応している支援

- 絵や図表、模型等の視覚的補助資料を提示したり、身振りを加えて説明したりする。
- 教科書や放送原稿を文節ごとに区切り、事前に読む練習を重ねて自信をもたせる。
- 1回に読む量を少なめに設定する。
- 意図的に文章を読んだり、発言をしたりする場を設定する。日直のスピーチ等で固まった場合は、背後から言葉かけをしたり、メモを見せたりする。
- 教師の範読するスピードや間の取り方を、Aが文字を目で追う速さに合わせる。
- Aのよさや頑張りを家庭でも賞賛してもらい、自信を高めていく。

◇板書の工夫

- ・児童が語句の意味を理解しやすいように、語句と意味を色で対応させて板書する。
- ・めあてを枠で囲んで児童に意識させる。
- ・言葉だけの説明ではなく、写真やカードを活用して視覚的に理解しやすくする。

◇指示の確認、間の取り方

- ・「ここまで書けたら教科書を出してください。」と指示し、全員が出せるまで待つてから、次の話題に進む。

◇Aの授業中の発言や放送委員の活動を学級全員で賞賛する。

◇「分数の割り算」「速さ×時間＝道のり」など、公式の視覚教材や立体模型を活用する。

◇係への伝達事項を言葉だけでなく、マグネットボードに書いて黒板の隅に貼る。

3 11月の検討事項

- ・作成した個別の指導計画をもとに、中学校への引き継ぎ内容を検討する。
- ・中学校での英語学習の準備として、アルファベットやそれに似た符号に馴染む課題を設定し、ゲーム感覚で取り組む。

<変容>

Aは日直等のスピーチで態度を固まらせていたが、言葉かけやメモを見せることで話せるようになってきた。また、校内放送の原稿を文節で区切り、事前練習を重ねてアナウンスができたり、視覚的支援でスムーズに活動に取り組めたりしてきた。特に運動会のアナウンス原稿は、予想以上に上手に読めた。その後、自信がもてたのか、教師にも話しかけることが多くなった。今後も、自信をもって音読や発言ができるよう、引き続き支援を継続する。



【事例3】 特別支援学校（知的障害）

事例の概要

小学校の特別支援学級に在籍している児童の保護者から、「言葉で思いが伝えられるようになってほしい」と、本校のサポートセンターで行っている放課後セッションの参加希望があった。月2回程度のサポートセンターにおける個別指導と、在籍している学校での指導の情報のやりとりを継続した結果、思いを言葉で伝えられる場面が増え、行動が安定してきている。

<具体的な支援>

1 放課後セッションによる指導（月2回程度 1時間）

「時間のルールに従って、課題に取り組むこと」「言葉で思いを伝えること、特に、必要な場面で援助を求める言葉を使うこと」等を課題として取り組んできた。また、放課後セッションでの取組を在籍校へ定期的に報告し、具体的な手だて等の情報提供を随時行っている。

2 学校への提案

学校生活において、本人が見通しをもってよりスムーズに活動したり、周囲に自分の思いを伝えたりするためには、本人の気持ちを代弁したり、個別に指示を出したりする人的配慮が必要であると考え、ボランティアの活用を在籍する学校へ提案した。現在は学校支援員が登用されている。今後は中学校への進学にあたり、支援会議を行う予定である。

【事例4】 特別支援学校（知的障害）

事例の概要

小学校の特別支援学級担任より、在籍する児童に対する教育アセスメントの依頼があった。学級内で本児の言動によるトラブルが起き、集団としての学習が成立しない状況になっているため、個別の心理検査を実施し、これからの指導に生かしていきたいとのことであった。9月に本校のサポートセンターのスタッフ2名で訪問し、観察や懇談、検査を行い、現在に至っている。

<具体的な支援>

(1) 観察や懇談、検査を踏まえた支援

この学級に在籍する児童4名に対する支援の具体策について、以下の3点を明らかにした。

- ①集団や個別での学習時の支援体制について
- ②児童が学習の見通しをもてる教室環境の整備について
- ③検査結果を踏まえた個々の学習課題の設定について

10月～12月にかけて、在籍児童の内2名について検査を行った。1名は、児童相談所と連携した検査の実施、1名は、主治医と連携した検査の実施であった。

(2) 関係機関との連携による支援

9月にサポートセンタースタッフ2名で児童相談所へ行き、本児について情報交換をした。また、学級内の様子や助言してきたことなどの情報について、地域の巡回相談員と情報をやりとりし、今後の担任へのサポートの在り方について相談を進めている。

【事例5】 特別支援学校（聴覚障害）

事例の概要

小学校6年の児童A（平均聴力レベル両耳93dB）は、5年前に聾学校小学部から地域の小学校2学年に転出した。その時から本校通級指導教室での指導を始め、同時に小学校への支援を開始して現在に至っている。

<具体的な支援>

- 1 担任に難聴が原因で起こる次のような問題について説明し、相談を受けながら助言を行った。
 - ・発音が不明瞭で、言葉の習得が遅れがちになる。
 - ・音による情報が入りにくく、日常生活で不便を感じる。
 - ・身体的な危険を避けにくい。
- 2 3学年時に、本児が在籍するクラスを対象に、難聴について理解し配慮すべきことを知るための「難聴理解授業」を行った。難聴児の聞こえをパソコンで再現した音声を聞かせたり、補聴器装用体験を行ったりした。
- 3 5学年時の「難聴理解授業」では、4人ずつのグループを作り、グループ内の一人が耳栓をし、ヘッドフォンにマスキングノイズを流したものを装用した上で話し合い活動をした。これはコミュニケーションのとりにくさを体験することで難聴への理解を深め、配慮を促すことをねらったものである。
- 4 Aの中学校進学を控えて、小学校と進学先の中学校との連絡がスムーズに行え、受け入れ体制が整えられるように本校を含めた連携体制構築の話し合いを行う。



【事例6】 特別支援学校（肢体不自由）

事例の概要

- ・対象：小学校特別支援学級在籍の低学年 A
- ・実態：重度・重複障害（肢体・知的）。四つ這いで移動は可能であるが、普段は車椅子を使用。歩行器で歩行練習を行っている。給食は後期食（刻み形態）を介助されて食べている。

この学級では、児童4名を担当と介助員の2名で受け持っている。担任は、Aに対して身体の学習の時間が十分に取れないことを危惧し、昨年度、本校の相談を通して支援を依頼してきた。母親は、就学にあたり本校への入学も考えたが、同年代の子どもたちの中にいた方が成長が望めると考えて、地元の小学校に入学した。

<具体的な支援>

2～3週間に一度訪問をして、1時間目の自立活動の時間に体操を行っている。母親がとても熱心で、毎回見学をしてくれるので、家庭でもできる身体の学習などについてアドバイスをしたり、いろいろなお話を伺ったりしている。

肢体不自由のある子どもにとって自立活動で行う身体の学習は、様々な困難を軽減する上でとても重要になるので、このように小学校を訪問して身体の学習を続けることで、基本的な身体の学習ができる環境にあるのであれば、保護者や本人の思いを大切にして地元の小学校に通いながらの支援を行うことは意味があると考えます。しかし、保護者の毎日の送迎などの苦勞と努力を抜きには実現しない。そんな保護者を、訪問したり来校してもらったりしながら、これからも支援し続けていきたい。

【事例7】 特別支援学校（肢体不自由）

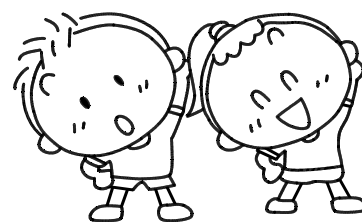
事例の概要

- ・対象：小学校低学年の通常の学級在籍 A
- ・実態：軽度の脳性まひ。小さい頃からリハビリ等に通い、身体のみひは軽減されていて、ほとんど見た目には脳性まひであるようには見えない。通常の学級で学ぶ力は十分にもっているが、集中力に欠けたり、人とのコミュニケーションが苦手だったりするので、特別支援学級（情緒障害）で週当たり、数時間学習している。

<具体的な支援>

Aに限らず、特別支援学級の子どもや通常の学級の子どもの中にも、授業中、座ってられない子どもや集中力のない子どもが増えているということで訪問した。訪問した日は、Aと自閉症の子どもに体操をそれぞれ20分程度行った。体操を始める前は、いすに座っていられずに床に寝転んでいる状態で、目もうつろな感じで表情がなかったAが、体操が終わる頃には、表情が生き生きとして姿勢もしっかりして別人のようになっていた。後日、特別支援学級の担任が、いろいろな児童に同じように体操をしたところ、授業中、子どもたちが集中して座ってられるようになってきたという。

肢体不自由の特別支援学校は、肢体不自由の子どもの指導に関するノウハウがあると言われてきたが、脳性まひの子どもたちだけではなく、身体的なかかわりを通して発達障害の子どもたちも支援することができる。障害種別の特別支援学校が障害種別に子どもたちを支援するのではなく、その学校のもっている専門性と子どものニーズが合えば、支援を必要としている子どもに積極的に支援していきたい。



【事例8】 特別支援学校（肢体不自由）

事例の概要

小学5年生のAは、特別支援学級（肢体不自由）在籍であるが、保護者の強い希望により5年生の学級で過ごしていたため、学習内容を理解するのが困難であった。

脳性まひによる軽度四肢まひがあっても頑張り屋のAは、歩けたり、鉛筆で書けたりするので、自立活動の時間を確保すれば伸びると考えた担任から、Aに適した教育課程、自立活動、作業を伴う教科の学習方法について相談があった。

<具体的な支援>

まず、「なにがなんでも5年生の学級に」と主張する保護者に、本校の施設設備や授業を見学してもらい、自立活動や個別の学習の必要性和有効性を理解してもらった。そのうえで、保護者や医療リハビリ担当の理学療法士等と連携して、Aの発達段階や障害の状況に応じた「個別の教育支援計画」を策定する支援をした。

また、地域支援部員が小学校へ訪問してAの様子を撮影し、そのビデオを見てアドバイスしたり、研修会の情報提供をしたり、教材を貸し出したりした。アドバイスの例としては、「歩行が不安定で転びやすいのは、股関節や両足首が硬く、右足が内反、尖足によりかかどがつかないためである。毎日リラクゼーションの時間を確保し、股関節や膝関節の伸展、足関節背屈、アキレス腱伸展等で緊張・拘縮を緩め、腰のローテーションで股関節周辺の筋力を強化したり、歩行練習で筋力強化を図ったりするとよい。」がある。

<結果>

Aも保護者も納得した教育課程を作成し、自立活動の時間を確保した。また、国語と算数は個別に指導をすることで着実な成果があがった。さらに、左手に不随意的動きが強いため見学していた図工や音楽も、片手で切れるはさみを紹介したり、リコーダーが片手で操作できるよう固定する台を作ったりしたところ参加できるようになった。

【事例9】 特別支援学校（肢体不自由）

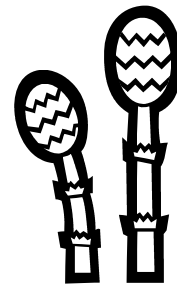
事例の概要

小学校に在籍する6年生のAは、進行性筋ジストロフィーのため3年生の頃から歩行困難になり、車椅子を使用するようになった。さらに進行した5年生の2月には電動車椅子になり、2階や3階へ介助員が背負って移動するのは危険な状態になった。病気の進行に伴い、Aの適切な就学について、担任、保護者から相談があった。

<具体的な支援>

学校公開週間等に、担任、介助員、養護教諭、保護者が本校を見学した。同じ病気の生徒が生き生きと学習している様子を見て、エレベーターや体位変換するためのベッド等の設備が完備している本校へ転校することが望ましいという話が出た。しかし、別の機会に両親と共に来校したAは、授業をしている教室には入れず、転校した場合、同級生に男子がいるか、友達ができるかを心配した。

転校するにはA自身の決断が大切であることから、「体験学習」をすることを提案し、好きな理科の授業と合同の体育、給食を体験することになった。「体験学習」では、Aから話しかけることはなかったが、教員や生徒から言葉をかけられるとうなずいて返事をした。進行性の病気の場合、「歩けなくなったから転校しなければならない」と、本人が自分の置かれた環境をマイナスに評価しがちであるが、「転校すれば自力で移動できるようになる」と、前向きに受け止めて選択すると、大きく変わる環境を生かせる。そのために、時間がかかっても本人の意志を尊重し、納得するまで支援を続けたい。



【事例10】 特別支援学校（知的障害）

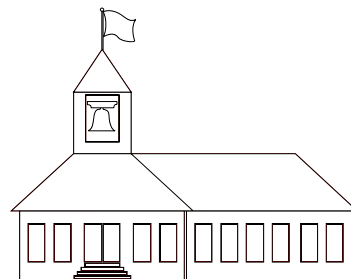
事例の概要

情緒障害特別支援学級に在籍している本生徒は、知的には遅れはないが、宿題はほとんどやってこない。数学では、計算は得意であるが文章をよく読むことや板書を写すことは苦手であり、授業内容の定着が難しい。また、友達に対して不適切な言動をしてしまうことが多いので、友達とうまく付き合うことができない。授業によっては、協力学級で学習することもあるが、上記のようなことから協力学級の生徒たちとのトラブルも多い。

<具体的な支援>

国語の授業では、ティーム・ティーチングの形で本生徒の横に教師がついていた。教師が出した指示の理解が難しいと思われるときや、なかなか板書を写し出さないときには側について教師が小声で支援していた。参観後の話合いで、次のようなアドバイスをした。

- 「みんなと同じ」ということを無理に追求しない。
- 学習に関しては、本生徒が成就感を得ることを最優先させるとすると、50分間すべてではなく、途中で休憩時間を設けるなどして、集中できる時間を作ることが大事である。
- 宿題については、本生徒に限っては（他の生徒よりも）分量を減らすということも一つの方法である。
- 「文章を読まない（文章が読めない）」ときは、教師が読んでやってもよい。
- 本生徒の行動に対して、厳しい言葉や強い口調で指導する必要がある場面もあると思われるが、本生徒自身もよく分からないで行動していることもあり、そのような場合には、教師の言葉を受け入れる余裕はないと思われる。本生徒の状態を見て、適切に接することが大事である。



【事例11】 特別支援学校（病弱）

事例の概要

生徒が転出する際に本校職員が前籍校へ出向いて、生徒への配慮事項等について情報交換を行った。病状以外に日常生活でも配慮を要する生徒であったため、前籍校からの要請で定期的に「サポート訪問」（前籍校へ訪問し必要な配慮事項等の意見交換を行う）等を実施し、必要な情報提供や協議等を行ってきた。

<具体的な支援>

中学1年の生徒が再入院となり、1学期初めから2か月間本校で学校生活を送った。病気以外にも日常生活を送る上で配慮を要する生徒であったため、転出する際には「サポート訪問」を行った。前籍校の教師（主に担任と養護教諭）と病気についての配慮事項、学習や生活状況等について話し合った。前籍校からは、病気についての配慮事項以外にも生徒の特性、行動特徴や集団とのかかわり方についての話があり、本校での様子や対応の在り方等を率直に伝えた。また、前籍校（入院前の学校）から医療関係者とつながりをもつ

ための方法について質問が出された。本校で使っている資料を提示しながら医師との連絡の取り方を具体的に知らせた。さらに、運動制限のある中での体育授業の参加のさせ方についても質問があった。授業の見学ばかりでなく、制限の中でも役割を与えて活動させてほしいことを具体例を通して知らせた。最後に、前籍校からは継続的に情報交換をしていきたいという話があったため、その年度内は学期に一度「サポート訪問」等を行う計画を立て実施した。「サポート訪問」は限られた回数であったが、病状や特性に応じた支援の在り方を提案してきた。また、前籍校を訪問するばかりでなく、電話を活用して適宜連絡を取り合い、必要に応じて支援を行った。

<参考>本校のセンター的機能では、①指導助言・連絡調整機能(転出時、転出後の支援)、②情報収集、発信、提供機能(小・中学校への啓発活動、医療や福祉機関等との連携、個別の教育支援計画策定の情報提供)、③相談事業(本人や保護者への相談、転入学相談、病弱教育についての相談)、④研修協力(研修への講師紹介と派遣)を行ってきた。なかでも児童生徒が転出する際に安心して前籍校へ戻ることができるよう「サポート訪問」(前籍校へ訪問し必要な配慮事項等の意見交換を行う)と「支援会議」(関係者が一同に会して転出後の対応について協議する会)に力を入れて進めてきた。

小・中学校への支援(担任等を対象)

【事例12】 特別支援学校(知的障害)

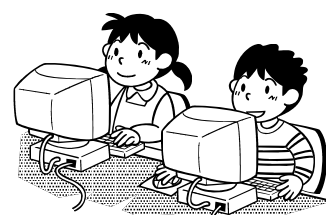
校内研修の講師及び支援委員会(生徒指導部会)との連携

1 校内研修の概要

- (1) 夏季休業中、校内研修に講師として出向いた。概要は以下のとおりである。
 - ① 特別支援教育の概要説明
 - ② 「気になる子」についてのいくつかの事例紹介と対応方法
 - ③ 対象児童を絞り込んだ事例検討と、今後の対応策(低中高学年の班別)の検討
- (2) 児童理解等にかかわる各担任との個別の相談

2 支援委員会(生徒指導部会)との連携の概要

- (1) 校内研修をきっかけに、支援委員会(生徒指導部会)に要請を受けて参加した。対象の児童を数人に絞り込んで、三つの観点から話し合いを行った。
 - ① 生徒指導的な見方による具体策
 - ② 教育相談的な見方による具体策
 - ③ 特別支援教育的な見方による支援策
- (2) 取り上げた対象児童の多くは、①②の見方による具体策には手詰まり感があった。そのため「特別支援教育」という視点から具体的な支援策を提示し、担任が置かれている状況に合わせて選択し、できることから取り組んでいけるようにした。
- (3) 必要に応じて担任と共に教材作りを行った。



【事例13】 特別支援学校（知的障害）

心理検査や授業参観、校内研修への支援を通して校内全体の理解へと発展した事例 ＜具体的な支援＞

8月、児童理解のため、心理検査（WISC-Ⅲ等）を実施し、検査結果から分かる特性について担任や特別支援教育コーディネーターに説明し（場合によっては保護者に説明することもある）、支援の手だてについて相談及び助言を行った。

10月、検査をした児童とは別の気になる児童について、授業場면을観察した上で、具体的な困難のある場面の理解や支援についての相談の依頼があった。授業参観は対象児童のプライバシーに配慮した上で実施している。授業参観後、環境（人的及び物的環境）との調整も含めて具体的な手だてについて助言した。

11月、担任や特別支援教育コーディネーターだけでなく、全職員で気になる児童を理解してみんなで支援するために、校内研修で対象児童を含めた特別な教育的ニーズのある児童の理解と支援について説明した。

支援の経過について、継続して電話等で連絡を取り合っている。

【事例14】 特別支援学校（知的障害）

特別支援教育相談事業における小学校の特別支援学級担任への支援 ＜具体的な支援＞

担任としての相談（○：相談内容 →：対応）

○シールを貼ったり、クレヨンで色を塗ったりすることのほかに何をしたらよいか。どんな教材を用意したらよいか教えてほしい。

→リングさしや型はめを貸し出すので、学習の中で使ってみるとよい。認知面の発達を促し、色ごとに分けたり、数を数えたりする学習にもつなげることができる。

○国語や算数について、段階を追った指導のことが書かれている本はないか。どういうことから始めたらよいか教えてほしい。

→段階を追った指導について取り上げている本を5冊ほど貸し出す。しかし、本に書かれていることは、あくまでも参考にすぎず、まず児童の実態をよく捉え、本児の興味・関心のあるところから始める。

○個別の指導計画を仕上げてみたが、これでよいのだろうか。読んでみて気が付いたことを教えてほしい。

→「具体的な手だて」を書くところには、より具体性をもたせた支援の手だてを盛り込む。例えば、読んでもらいたい本を選択できるような場面設定の工夫や、持ち物を整理する際、その手順を写真カードで掲示しておいたり、しまう場所にあらかじめ写真カードを貼っておいたりする。

【事例15】 特別支援学校（知的障害）

継続的な来校相談とメールによる、新任の特別支援学級担任への支援

1 事例の概要

今年度、小学校で初めて特別支援学級の担任となった教員から、「何から初めてよいの

かが分からない。」旨の相談を受けた。本人の希望もあり、継続的な支援を行っている（現在も継続中）。支援内容は、特別支援学級の制度や学級経営、児童の障害理解、個別の指導計画の作成、教材作成、福祉制度、就学指導など多岐にわたる。相談方法は、主に担任が本校に来校しているが、児童や保護者等の行動や要望に対する対処についてなど、緊急を要する場合、及び来校相談時の補足などメールを使って相談を行っている。

相手校においては、支援を行っている特別支援学級の担任が中心となり、管理職に連絡をして校内の支援体制を整えたり、保護者の対応にあたりたりしている。

2 具体的な支援 ○：来校、訪問相談 ▽：メール相談

○相手校より管理職を通して相談依頼がある。休業中のため、相手校を訪問して依頼内容の確認、現状の確認、校務等における校内支援体制及び学級準備、1週間程度の予定について話をする。

▽服薬についての確認と眠気などの副作用について情報提供する。学級の様子と対応、個別の指導計画の作成について助言する。

○協力学級との交流授業、計画訪問の指導案作成、児童のパニックへの対応について助言する。教材・教具や書籍の紹介を行う。

▽計画訪問の指導案作成について、資料を提示して助言する。

▽夏休みの過ごし方についての保護者への提案（教育相談の話合いの内容）について、資料を提示して助言する。

▽知能検査について情報提供する。

○就学指導に伴う特別支援学級の制度について話をする。図工の授業の教材・教具について具体例を提示する。

▽特別支援学級の制度、特別支援教育支援員と校内体制、保護者への対応について話をする。

○助手(市嘱託)の配置決定に伴う特別支援学級の体制と、校内の支援体制について助言する。児童の就学指導について情報提供する。知能検査実施にあたっての質問に対する回答をする。

▽作品展の出品、児童の就学指導について情報提供する。

学校参観日に児童1名と保護者、担任が来校。中学部の作業学習を中心に参観し、一部参加した。

〔現在、支援継続中〕

【事例16】 特別支援学校（知的障害）

地域の小・中学校教員への支援



1 校内研修の一環で行っている講演会や講習会への参加の呼びかけ

<手続き>夏季休業中、研修主任を中心に研修内容の計画を立案

- ・講師については、本校職員が行う内部講師、本校以外から招へいする外部講師
- ・研修の内容については、職員のニーズや希望から選定

- ・地域連携推進部による地域の小・中学校への案内発送
- <今年度の研修内容>

研 修 内 容	講 師
・輪さし作り（自立活動の教具作成）	本校職員
・国立特別支援教育総合研究所研修報告会	元本校職員
・湯呑作り（陶芸実習）	本校職員
・そろばん作り（算数科の教具作成）	本校職員
・パズル作り（自立活動の教具作成）	本校職員
・絵カードでコミュニケーション	本校職員
・発達障害について（講演会）	本校職員
・人権講演会	外部講師

2 講師の派遣

- 場所 市内小学校
- 対象 市内特別支援教育担当者
- 講師 本校職員
- 内容 個別の教育支援計画の策定と個別の指導計画の作成について
 - ・個別の教育支援計画と個別の指導計画の意義
 - ・本校における作成の取組

【事例17】 特別支援学校（知的障害）

特別支援教育コーディネーターの仕事に関する相談及び担任としての相談

<具体的な支援> （○：相談内容 →：対応）

- 個別の指導計画について
 - ・通常の学級の担任に、どのように作成するかを伝えるのによい方法はないだろうか。
 - まず、実態をつかんでいる2年生から始める。先駆けとなるような事例を作る。
- 個別の教育支援計画について
 - ・個別の教育支援計画も策定するとよいのだろうか。
 - 個別の指導計画を作成する上での前提となるものであるから、できれば策定する。
- 校内委員会での検討について
 - ・どんなことを話し合えばよいのだろうか。
 - 個別の指導計画等をもとに学習内容等について意見を出し合い、共通理解を図る。
- A（2年生）について
 - ・通常の学級を希望しており、協力学級に行ったり、特別支援学級に戻ったりするのが苦痛なようで、元気がない。今後、どのようにしていったらよいだろうか。
 - 本人、保護者、関係の先生方で学習の進め方を話し合い、共通理解を図り、スケジュールを立てる。特別支援学級に在籍しているので、いろいろな方法が考えられる。毎時間、「行く」「行かない」のやりとりをするのは避けるべきである。



高等学校への支援

【事例 1】 特別支援学校（知的障害）

発達障害のある生徒の実態把握、指導・支援の工夫、支援会議の開催の協力

事例の概要

- ・対象生徒：高2 アスペルガー症候群
本生徒は、状況をうまく把握できずに、イライラしてきて、ちょっとしたことで周囲にいる生徒を殴ってしまったり、物を投げつけたりしてしまうことがある。

<具体的な支援>

STEP 1 共通理解を深める

より深く実態把握をしながら、情報を共有化した。

- ・学年主任を中心とする支援委員会を設置して、職員間の共通理解を図る。
- ・学校集会を開き、障害特性への理解と配慮について発達障害者支援センター職員と養護教諭から生徒全体に向けて指導を行った。

STEP 2 指導・支援の工夫

実態把握をもとに、次の点を学校に提案した。

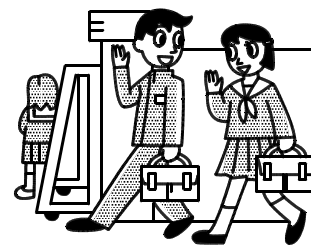
- ・支援カードの活用（本人がクールダウンを必要とする時に必要とする支援カード）
- ・支援委員会の活用について
- ・本人のストレスコントロールについて（ソーシャルスキルトレーニングの支援を行う）
- ・周囲の生徒に対して、本生徒への理解をすすめる。

STEP 3 支援会議の開催

学校（校長、教頭、学年主任、担任、副担任、教科担当、養護教諭）、発達障害者支援センター、市障害者相談支援センター、本校コーディネーターで支援会議（定期、臨時）を行っている。

<今後の支援について>

- ・本人に対するより望ましい学校生活についての支援
- ・保護者の支援の充実
- ・地域での望ましい生活についての検討



【事例 2】 特別支援学校（知的障害）

発達障害のある生徒の就労支援への協力

事例の概要

- ・対象生徒：高2 アスペルガー症候群
本生徒は、固執傾向、見通しのもてなさから不安定となり、パニック等がある。特定の教科は苦手であり逃げてしまうこともある。関係性を理解することが難しく、対人関係がとりにくいため、特定の友人に暴言等をしばしば繰り返し、トラブルとなることが頻繁であった。

<具体的な支援>

STEP 1 実態把握・特性に応じた支援への相談

学校(担任)との相談、保護者との相談を行った。学校からは、できる限りの配慮をしていく、苦手な教科についても補充等の対策を立てるとの提案があった。保護者からは、将来、就職をさせたい、自立のためのトレーニングをしてもらうことはできないかという希望があった。

その後、学校では課外活動の一つとして、本校の作業学習の教材を利用して障害特性に応じた職業指導を行うこととし、本校が支援していくことになった。また、保護者が発達障害者支援センターと相談し、本人理解のより深い特性を把握していくために相談を行っていくことになった。

STEP 2 就労支援へ向けての調整

被服作業のティッシュボックスカバーづくり作業での、絞り染めの前工程である縫製作業を行うことになった。

- a 担任は学校内にて作業のできる部屋、日程の検討、学年職員・管理職への了解をとった。本人に対しては、作業に対する取組の意義、目的の確認を行った。
- b 保護者には、本校の作業学習の見学をしてもらった。
- c 本人は母親と共に来校し、作業学習の見学を行い、目的の理解や実際の作業を確認した。
- d 本人、担任、本校、発達障害者支援センター職員とで作業学習の打合せと試行を行った。

STEP 3 就労支援の開始

本校の職員も担任と一緒に指導を行い、実態把握もより深まった。発達障害者支援センターも別の日に保護者、本人と面談し、本人の特性の理解を進めるための相談支援を開始した。

<今後の支援について>

- a 作業学習を通じて、望ましい就労意識、意欲、態度、ソーシャルスキル等を身に付けるための指導を行う。また、本人の自己理解、支援者の本人に対する実態把握を進める。
- b 発達障害者支援センターによる障害特性のアセスメントと、今後の就労支援の検討を行う。
- c 本人の特性に応じた進路先の検討
- d 発達障害者支援センター、障害者職業センターによる進路先への環境調整の提案と定着支援

【事例3】 特別支援学校(知的障害)

事例の概要

6月中旬、県内の高校より電話で相談があり、その内容は1年生の生徒が他の生徒とトラブルが絶えず、相手に傷を負わせてしまったということであった。対象の生徒の成績はクラスでも上位であるが、落ち着きがなく手や机をたたいたりする行動が頻

繁であること。また、話し方も早口であり、教師との会話も単語の羅列のようであること。周りの生徒からは孤立しており、注意をされたりすると相手に飛びかかるという状態であることなどから、自閉症の傾向があるのではないかとすることを心配しての相談であった。高校側では出身中学校と特に連絡をとっておらず、入学前の生徒の様子については、ことばの教室に通っていたことがあるということしか把握できていないということであった。また、保護者も生徒の自閉的な傾向については、あまり認識していないようである。

<具体的な支援>

相談の緊急性が高いと思われたため、連絡を受けた翌週の初めには、コーディネーター2名で訪問相談をする調整を行った。また、訪問前に、市内のことばの教室、及び出身中学校と連絡をとることができた。ことばの教室では、対象生徒を担当していた先生と連携がとれ、生育歴や諸検査の結果等について詳しく聞くことができた。訪問時には、担任、生徒指導主事、教頭に対応してもらい、対象生徒の授業見学や学校として取り組める方策について提案をした。

提案の主なものとしては、視覚的なコミュニケーションの工夫や生徒が落ち着ける居場所の確保を考えてもらうことであった。訪問後も連絡を重ね、自閉症の指導に関する資料を送付したり、依頼のあった医療機関の紹介をしたりしている。また、発達障害者支援センターや地域福祉関係者との連携を図る支援も行った。

その後は対象生徒も登校を続けているようである。

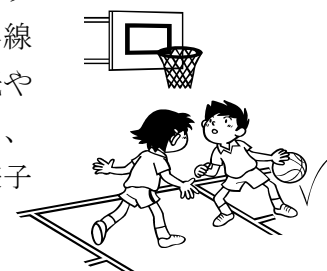
【事例4】 特別支援学校（知的障害）

事例の概要

10月下旬、高校の特別支援教育コーディネーターよりメール相談を受ける。相談の内容は、1年生が、「授業中いつも横を向いていて、学習内容を理解しているか分からない」、「全体への指示に従って動くことができない」、「部活動が休みの日に、あると思って学校に来て、一人で活動を始めて、しばらくたってから気が付いた」などの気になる行動があり、担任も毎日接する中で、ただ「忘れっぽい」ということではないのかもしれないという懸念をもち始めているが、もしこの生徒が発達障害であるとしたらどのような対応をしたらよいかということであった。

<具体的な支援>

メールが届いてから電話で詳細について確認する。県教委特別支援教育室から出されている「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関するチェックリスト」を送付し、実施してもらった。該当項目のポイントは境界線より低かったが、疑わしい面が多いので、学校生活の中で付箋紙やミニホワイトボードを利用した連絡指示の方法を提案した。また、校内で共通理解を図ることができるようお願いし、しばらく様子を見てもらい、また連絡をとることとした。



【事例5】 特別支援学校（知的障害）

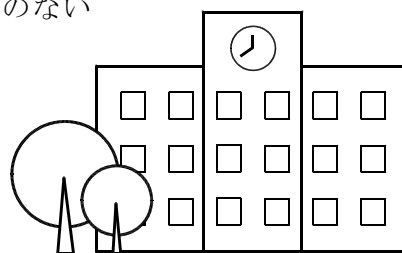
事例の概要

- 障害・疾病等の状況 アスペルガー症候群
- 学習面における特徴
 - ・文章を書くことが好きで、漢字の読み書き、社会や英語等、暗記が主の教科は得意。
 - ・数学は加減乗除までは理解できるが、抽象的思考を必要とする内容は理解が困難。
 - ・保健体育は全般的に苦手。ルールの理解を必要とする集団競技に参加するのが困難。
- 行動面における特徴
 - ・授業中にトイレや保健室に行きたがるのが頻繁にある。
 - ・授業中や休み時間など、教員をつかまえては自分の興味のあることだけ話し続ける。
 - ・他の生徒からのちょっとしたからかいに過敏に反応したり、特定の生徒にいやがる言葉を投げかけたり、追いかけて回したりすることがある。

<具体的な支援>

巡回相談の活用 → 支援開始 → 「個別の教育支援計画」 → 校内研修実施（事例研究）

- 学習面における支援
 - ・実態に合わせたワークシートを作成したり、簡単な問題から少しずつ取り組ませたりして、できたときには適宜誉めるようにした。
 - ・指示やスケジュールはできるだけ板書したり、必要なことはメモさせたりした。
 - ・数学と保健体育はT・Tを導入し、対象生徒を含めた全体への支援を行った。
- 行動面における支援
 - ・授業中に不安定になったとき、申し出れば決められた時間だけ保健室で休めるようにした。また、「好きなことをノートに書けば落ち着く」ことをできる範囲で認めた。
 - ・職員と話をしてよい時間について約束し、話はよく聞き、本人の頑張りを認めた。
 - ・対人関係のトラブルがあったときは、落ち着いてから状況や気持ちについて図や文字を使って整理し、適切な対応について共に考えた。話し合ったことを文章化して確認した。
 - ・ソーシャルスキルについて、学校生活の中で職員全体が一貫性のある支援を行った。
 - ・万一パニックになった際には、一人になれる場所へ移動させ、落ち着いてから対応した。
- その他の支援
 - ・校内研修や定期的な生徒情報交換会を実施し、職員間の共通理解を図った。
 - ・他の生徒に対して、対象生徒の特性について誤解や偏見のないように説明し、適切なかかわりができるよう指導した。
 - ・保護者と「連絡ノート」等を通じて情報交換を行った。また、保護者が相談に行っている県発達障害者支援センターとも連携した。
 - ・特別支援学校の巡回による相談を活用した。



<成果>

- ・苦手な授業でも落ち着いていられるようになり、T・Tの効果で学級全体も落ち着いた。
- ・授業中にトイレや保健室に行くことがほとんどなくなった。
- ・教員に話がしたいときでも、約束した時間だけにすることができるようになった。
- ・不安定になる場面が減り、特定の生徒へつきまとう行為もなくなった。

【事例6】 特別支援学校（聴覚障害）

事 例 の 概 要

高校1年のA（平均聴力レベル右50dB、左55dB）は、小学校在籍時にことばの教室に通級しながら聾学校で補聴相談を受けてきた。中学校3年間は聾学校の通級による指導を受けてきた。高校進学後も本人及び保護者の希望により、聾学校の教育相談を受けている。

<具体的な支援>

- 1 高校を受験する際の英語リスニングテストに関して、Aの聴覚の実態に関する資料の作成を支援して高校側と相談したところ、別室での口話法（英語科担当者が、受験生に口が見える状態で直接話をする方法）による受験の配慮を得ることができた。
- 2 高校に進学後は、保護者及び本人の希望により、高校との連携のもとで教育相談を開始し、聴覚活用等の指導を継続している。
- 3 6月には、地域支援担当者が高校を訪問し、担任と情報交換を行った。その際、難聴についての説明、Aの聞こえを再現したパソコン音声の試聴、補聴器装用体験、補聴器を装用する生徒への配慮事項についての説明を行った。担任教諭は、その後教科担当者やクラスと同級生に難聴児への理解と配慮を呼びかけた。
- 4 定期的に聴力測定の実施や補聴器管理をAに対して行っているが、その結果を担任教諭に報告し、情報を共有している。

【事例7】 特別支援学校（肢体不自由）

1 対象生徒

高校2年在学中、登校時に交通事故に遭い脳挫傷で入院した。その後、リハビリや生活訓練のため2年間休学した。

2 相談者

病院職員（医療ソーシャルワーカー：以下、医療SWという、社会福祉士）、福祉施設職員（生活訓練担当）、母親、高校教員

3 相談の経過

○最初、本生徒がリハビリで入院していた病院の職員（医療SW、社会福祉士）から相談の電話があった。今後、本生徒に助言するための相談で、退院後高校に復学すべきか肢体不自由養護学校の本校にすべきかの選択に関する情報収集でもあった。本校としては、「在学中の高校側に現況報告し相談することと、肢体不自由の障害者手帳の取得」を勧

めた。結果的に、本生徒と家族はもう一年の休学を選択した。

○二度目の相談は、本生徒が生活訓練で入所していた県外にある福祉施設で生活訓練を担当している職員からの電話相談である。本校の寄宿舍に入舎できるならば、高校に復学するよりそちらを選択したいという希望の内容であった。「まず、本生徒、保護者に本校の見学をしてほしい」と伝え、翌2月に本生徒と保護者が来校して相談が実施された。本生徒の家が本校の近くであったため、寄宿舍入舎の可能性は低い旨を伝えながら、学校の内容と本生徒の障害の状況を冷静に判断して、高校に復学するか、本校に転学希望を出すか、高校を通じて希望を出すように伝えた。

2月末、本校への転学願いが出されたので、3月中旬転学にかかわる検査等を実施し、本校への転学を認めた。

4 相談結果

病院職員（医療SW、社会福祉士）、福祉施設職員（生活訓練担当）、本生徒、保護者、高校側のすべての方がよりよい進路先の確定のために努力した事例といえる。本生徒は、本校によく適応して、生活訓練の中で課題であった記憶力の向上が図られるなど、学習成果を上げている。

幼稚園、保育所への支援

【事例1】 特別支援学校（視覚障害）

事例の概要

県内の病院からの紹介で支援を行っている年長児。

先天性白内障のため、生後5か月で手術。2歳8か月の時、幼稚園への入園の準備の支援要請が病院からあり、来校相談を実施。その中で視覚発達、視覚認知発達を促す支援を行いながら、幼稚園にも巡回相談を実施し、現在は園に支援方法の提供を行いながら就学のための準備を進めている。

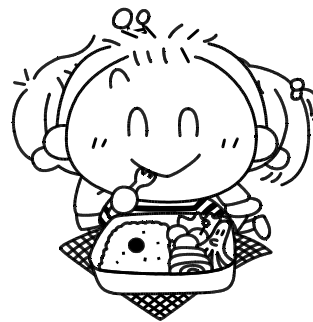
<具体的な支援>

入園前に病院からの紹介で相談を開始した。視力は日常生活には大きな困難がない程度であった。年中になって園での活動内容の変化や他の子どもたちの動きが速くなるのに伴って、日常生活上での困難（制作などの近見作業の困難や友達にぶつかるなど）が認められ、接近視や視覚認知上の課題が明確になってきた。そのため、病院に活動の様子を報告し、眼鏡を近距離用に変更した。その後、約2か月に1回のペースで来校相談を行い、視覚認知発達を促す支援を行ってきた。また、園への巡回相談を実施し、抱える困難の説明と支援方法の提供を行った。

年長になり、月1回の来校相談で就学準備を行っている。視覚認知発達を促すかわりを続けながら、学校生活での活動場面を想定しての支援を実施している。来校相談時に取り入れている支援方法を園に伝え、活動の中にも取り入れてもらった。また、11月には園

への巡回相談を実施し、集団の中での活動の様子を確認を行った。

支援の結果、地域の絵画展で入賞するなど、視覚認知発達が認められる。空間視の困難が小さくなり、文字の読み書きは習得したが、まだ視空間の探索に関しては支援が必要なため、就学後は学校に対して支援方法の提供を行っていく予定である。



【事例2】 特別支援学校（知的障害）

事例の概要

周囲とのトラブルが頻繁で、集団行動がとれない保育園児の支援に関する相談

(1) 状況の確認

【主訴】①言葉による指示の理解ができず、周りの子をたたいたりおもちゃの取り合いをしたりするトラブルが頻繁にある。

②散歩のときに道路で急に走り出したり、手をつなごうとすると座り込んで泣き叫んだりして、集団行動がとれない。

(2) 認知の特性から見た課題の絞り込みと、具体的対応方法についての話し合い。

(3) 指導の実際と今後の支援の計画作り。

＜具体的な支援＞

(1) 日常生活に見通しをもたせるための支援

①日常の生活場面での指示理解を高めるために、写真カードを製作する。

目的・保育園での一日の生活の流れをカード化して、見通しをもちやすくする。

・トイレや着替え等の写真カードを使用し、指示理解をしやすくする。

・座る場所や衣服の場所等をカードで明示し、自分で判断しやすくする。

②実際の場面で写真カード等によるかかわりを持ちながら、利用方法について保育士と話し合う。

(2) 個別の課題に対する支援（散歩の場面）

①対象児の動きに沿いながら、行動を誘導する様子を見てもらう。

②すぐに取り組める具体的な対応策を明確に決める。

(3) 電話による相談の継続

①指導経過の連絡と支援方法の変更および調整

②必要に応じた相談支援の継続（月1回程度）



IV部

特別支援教育概論編

- 1 特別支援教育の推進
 - 1-1 特別支援教育の理念
 - 1-2 小・中学校における特別支援教育
 - 1-3 高等学校における特別支援教育
 - 1-4 幼稚園における特別支援教育

- 2 校園内での支援の進め方
 - 2-1 校園内での支援を進めるために大切なこと
 - 2-2 校園内委員会の組織と役割
 - 2-3 特別支援教育コーディネーターの指名と具体的な動き
 - 2-4 得られた情報から具体的な支援へのつなげ方
 - 2-5 支援内容の共通理解の図り方
 - 2-6 チームによる支援の必要性とその具体的な進め方
 - 2-7 特別支援学級の弾力的な運用
 - 2-8 通級指導教室の活用、連携

※ 本編の一部は、特別支援教育指導資料第19集「小・中学校における特別支援教育の校内支援体制ガイドブック」から抜粋しています。詳しい内容は、第19集をご覧ください。総合教育センターのWebページから、ダウンロードすることができます。

<http://www.center.gsn.ed.jp/kodomo/tokubetu/siryous/siryous.htm>

1 特別支援教育の推進

1-1 特別支援教育の理念

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、いじめの対象になったり不登校になったりするなど、二次的な問題を引き起こしているケースも見られます。そこで、特別支援教育の推進により、発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒への正しい理解と適切な支援が促進され、いじめや不登校などを未然に防ぐ効果も期待されています。さらに、発達障害等の障害の有無にかかわらず、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズを常に把握し、それに応じた指導、支援を関係機関とも連携しながら行うという特別支援教育の考え方が学校全体に浸透することによって、それぞれの学校における児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成にもつながっていくものと考えられます。

特別支援教育は、これまでの特殊教育が看板を変えただけのもではなく、新しい支援の対象が追加されただけのものでもありません。すべての児童生徒の教育的ニーズをしっかりと把握し、そのニーズに応えるという学校がもつべき本来の使命を再認識し、学校外の関係機関等との連携を図りながら学校全体としての支援のシステムを作り実践していくものです。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。

(平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」より)

1-2 小・中学校における特別支援教育

学校教育法の一部改正に伴い、小・中学校においては、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことと規定されました。通常の学級に在籍している発達障害等の児童生徒に対して、その教育的ニーズを把握し、障害の改善・克服を図るための支援・指導を行う必要があります。

1 教員の意識改革と資質向上

特別支援教育では、通常の学級の担任を含め、すべての教員が障害のある児童生徒の指

導者であるという自覚をもち、全校で協力して支援するという姿勢をもつように意識を高めていくことが必要です。そのためには、学校経営方針に特別支援教育が位置付けられ、折に触れて特別支援教育についての話題や発達障害に関する正しい情報、役に立つ情報が提供されることが大切です。発達障害の特徴についての基本的な理解や具体的な指導方法、校内にいる特別な教育的支援を必要とする児童生徒の指導事例について研修会を開いて、情報を共有し知識や技能の向上を図るようにします。

2 校内支援体制の整備

特別支援教育を推進していくためには、個々の教員が個別に対応するのではなく、学校のすべての教員が協力して対応することが大切です。具体的には、特別支援教育校内委員会の中で特別支援教育コーディネーターを中心に、管理職、教育相談担当者、特別支援学級の担任、関係児童生徒の担任等が、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を把握して、個別の指導計画の作成を進め、協力しながら効果的な支援を行っていきます。このように、特別支援教育は学校全体の課題ととらえ、すべての教員が組織的に取り組み、それぞれの役割を果たすことによって推進できるものであるという認識をもつことが必要です。

3 個々の児童生徒の特性に配慮した授業改善

特別支援教育では、発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒への通常の学級における授業で、一斉指導の中に個別支援をいかに組み入れるか、個別の配慮をどのように行うかが大きな課題といえます。それは、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の中には、授業中に教室以外の特別な場で支援を受けなくても、学級の中で個別の配慮をすることによって十分効果が期待できる児童生徒が多くいるからです。

授業においては、まず一斉授業の中に特別な教育的支援を必要とする児童生徒への個別支援の時間を少しでも設ける授業展開の工夫が必要です。それには、具体的にどの部分を個別に支援し、その間ほかの児童生徒にはどんな学習活動を用意するか、事前にしっかり計画しておくことが大切です。それが、特別な教育的支援を必要とする児童生徒にとって少しでも分かったという成就感を生み、自己肯定感の低下を防止します。もう一つは、授業において、指示の出し方や板書の仕方、教材の提示の仕方など、発達障害の児童生徒の特性を踏まえた指導方法を用いることが必要です。こうした配慮は、発達障害の児童生徒のみでなく、それ以外の教科学習でつまづいたり行動上に難しい課題を抱えていたりする児童生徒にも効果的です。



1-3 高等学校における特別支援教育

高等学校においても、小・中学校等と同様に学校教育法の一部改正に伴い、発達障害の生徒など特別な支援を必要とする生徒に対して、特別支援教育を行うことが規定されました。文部科学省の調査によれば、小・中学校の通常の学級に、発達障害等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒が約6.3%在籍している可能性が示されていることから、

高等学校にもある程度の割合で特別な教育的支援を必要とする生徒が在籍していることが予想されます。そこで、高等学校においても、特別な教育的支援を必要とする生徒の実態把握や校内支援体制の整備を進め、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。

1 教員の理解啓発と資質向上

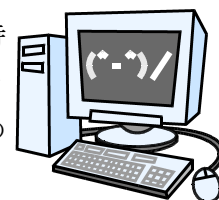
生徒の中には、聞き間違いや読み間違いをよくする、英単語のスペルがどうしても覚えられない、注意を集中し続けることが難しい、衝動的な行動をとることがあるなど、様々な困難さを示す生徒がいます。中には、発達障害をはじめとする特別な教育的支援が必要な生徒の学習面や学校生活での困難さに対する理解が十分でないために、生徒は「努力不足だ」「やる気がない」「何度言っても分からない困った生徒だ」といった誤解をされることもあります。このように、生徒がもつ困難さに対する適切な支援が行われないと、自尊感情や意欲の低下などにつながり、高等学校の段階では、不登校や中途退学、非行、いじめなどの二次的な問題となって現れることがあります。学習指導や生徒指導を行うときに、教員は問題の背景に発達障害等による様々な困難さを生徒がもっているかもしれないという視点をもって、生徒の実態把握を行うことが大切です。そのためには、教員がLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害に関する正しい理解をする必要があります。

2 校内支援体制の整備と授業改善

校内における支援としては、校内委員会やコーディネーターが中心となって、学年や教育相談、生徒指導担当等で生徒がもつ困難さとその背景、原因等を含めた実態把握と対応について話し合っただけで共通理解を図るなど、学校全体で取り組むことが大切です。高等学校における支援のポイントは、生徒の自己理解を進めるとともに自己肯定感の育成に配慮した対応と、卒業後の進路を見据えた一貫した支援を行っていくことといえます。教科指導においては、生徒のつまづきや得意分野などを把握し、具体的到達目標や具体的な指導内容を定めて、個別的な配慮に努めるとともに、「分かりやすい授業」を目指して、板書やプリント等の工夫をしたり、視覚的な情報を活用したりするとよいでしょう。また、ホームルーム経営では、生徒のモチベーションを生かしたり得意なところを伸ばしたりする支援を行い、お互いを認め合える居心地のよいホームルームを作るようにします。生徒自身に、自己理解を深めたり、社会参加に必要なソーシャルスキル形成に関する指導を行ったりするために、支援内容や方法の検討に本人が参画する機会を作るように配慮することも必要になります。

3 関係機関との連携

校内での支援を行うにあたっては、その生徒の出身中学校からの引継ぎの情報が必要になります。そのツールとして、個別の教育支援計画を活用することも大切です。なお、校内での支援を検討する際に、専門的な助言を得る必要があるときには、特別支援学校をはじめとした関係機関と連携・協力しながら進めていくことをお勧めします。特に、就労支援のための活動などは、高等養護学校等の協力を得て、教育課程に位置付けるなどの工夫が必要となるでしょう。



1-4 幼稚園における特別支援教育

幼稚園においても、発達障害を含めた特別な支援を必要とする幼児への対応については、園内委員会や特別支援教育コーディネーターの指名など、園内の支援体制を整備するとともに、関係機関との連携を図りながら具体的な取組を進めることが求められています。

1 早期発見、早期支援の必要性

幼稚園には、落ち着きがなく動き回っている子、いつも同じ遊びを一人で繰り返している子、すぐに友達に手を出してしまう子、言葉がはっきりしない子など、気になる幼児が何人かいます。このような「周りの子どもとちょっと様子が違うぞ」「あの行動が気になるな」といった気付きを大切にし、その幼児にとって望ましいかかわりをするために、早い段階からその幼児の特性を園全体で理解し、支援について検討することはとても大切なことです。その際に、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成して活用することも考えられます。この時期に、幼児が不適切な対応を受けたり、ストレスの多い生活を送ったりすることは、その後の幼児の成長に少なからず影響を及ぼし、小学校の生活への適応の問題につながる可能性があります。一人一人に応じた細やかな指導を心がけましょう。

2 集団生活の中で一人一人に応じた指導

特別な支援を必要とする幼児を見ていると、つい問題となる行動やできないことばかりに目がいきがちですが、一人一人の幼児の行動に温かい関心を寄せ、よさをとらえる教師の基本姿勢はより大切になります。こうした姿勢が幼児との関係をつくる上で重要ですし、幼児にとって楽しく充実した園生活を送れるようにするための支援を考える有効な手がかりになります。また、幼児がどんな場面でどんな行動をとり、そのときの教師の対応によりどんな反応をしたかを記録しておくことが、行動特性を理解したり環境調整をしたりする上で必要になります。

園においては、特別な支援を必要とする幼児が、他の幼児と共に楽しく充実した園生活を送るためには、どうしたらよいかを考えることが大切です。遊びや生活の場を共にしながら、分かりやすい環境や一人一人の発達の特性に応じた指導を考えるとよいでしょう。できる限り同じ場に遊具等を配置しながら、特別な支援を必要とする幼児の興味・関心のあるものを取り入れたり、教師が幼児同士のかかわりを仲立ちしたり、刺激が少ない場で安定する幼児のためのスペースを用意したりします。園での生活全般では、見通しがもてないと不安になったり、急な予定変更でパニックを起こしたりする幼児のことを考え、視覚的にも分かりやすい生活の流れや場を作ることを心がけることも考えられます。こうした配慮は、幼稚園教育の基本であり、すべての幼児が安心して園での生活を送れる環境を作ることにつながります。



3 関係機関との連携

発達の遅れや偏り、言葉の遅れがみられるなど特別な支援を必要とする幼児の理解と支

援について、研修の機会を設けたり専門的な助言を受けたりする必要がある場合には、特別支援学校をはじめとする関係機関に相談依頼をすることをお勧めします。

就学児の引継ぎでは、園で行ってきた支援の内容や配慮事項などを小学校に伝えておく、子どもはよりスムーズに小学校生活をスタートすることができます。その際には、就学に当たっての連携のためのシートや総合教育センターで作成した「すこやかサポートファイル」等を活用し、保護者に情報提供の確認を得て小学校につなげるようにしましょう。

2 校園内での支援の進め方

2-1 校園内での支援を進めるために大切なこと

1 学校園経営方針に、特別支援教育に関する基本的な考え方を示します

校園長は、校園内での支援を進める強い意志を全職員に明確に示し、特別支援教育が全幼児児童生徒を対象に、全職員が協力して進めていくことをすべての職員に意識付けます。

2 校(園)内委員会を組織して、校内支援体制を整備します

- 特に関連が深い生徒指導委員会、就学指導委員会、教育相談部会等の組織と統合したり、連携・協力して効果的に進めたりするなど、効率化を図る工夫をします。
- 幼児児童生徒の情報を得やすい学年部会、教科部会と連携します。

3 全職員の特別支援教育に関する共通理解を図り、支援体制を構築します

- 職員が特性や経験を生かしながら組織的に活動できる職場の環境をつくります。
- 職員が安心して相談できる支援体制を確立します。
- 特別支援教育コーディネーターの職務について、全職員で共通理解を図ります。
- 一人で解決できないときは、速やかに校内の関係組織に報告する意識を高めます。
- 保護者との相談窓口を設けて、地域や保護者の情報を幅広く吸い上げます。

4 特別支援教育コーディネーターを中心に情報交換やコミュニケーションをする場と時間を生み出します

- 職員会議や学年部会、教科部会の時に、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について情報交換する時間を短時間でも設定するようにします。
- 長期休業等を活用して、研修したり、十分に話し合ったりできる会議等を開きます。
- 職員室や廊下での何気ない会話の時間も、情報交換の好機として活用します。

2-2 校(園)内委員会の組織と役割

校(園)内委員会は、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒を把握し、個別の教育支援計画の策定や個別の指導計画の作成を進め、学校内外との連携や協働を図りながら効

果的な支援を実現していく役目を担います。また、校内研修を企画し教員の知識や指導力を高めることも大きな役割です。

校内委員会の一般的な構成員を、以下に例示します。

校内委員会の構成員とその役割

- ・ 校長（学校運営の責任者）
 - ・ 教頭（渉外）
 - ・ 教務主任（教育課程の管理や時間割などの調整）
 - ・ 特別支援教育コーディネーター（連絡・調整、関係機関との窓口）
※教務主任、教育相談主任等が兼務する場合がある。
 - ・ 生徒指導主事(主任)（学校内の生徒指導にかかわる担当として）
 - ・ 教育相談主任（幼児児童生徒の理解、保護者との面接、助言）
 - ・ 養護教諭（保健・健康関係の支援者、校医や医療機関との連携）
 - ・ 当該学級担任（当該幼児児童生徒の直接的支援者として）
 - ・ 学年主任（各学年の代表として）
 - ・ 特別支援学級担当者（特別支援教育の指導者として）
- * 学校としての方針を決め、支援体制を作るために必要な人で構成することが大切です。

校(園)内委員会について、「文部科学省のガイドライン(注1)」では、以下のような役割が示されています。これらの校(園)内委員会の役割を機能させるためには、年間を見通した活動計画を作成して、委員会を毎月定期的で開催し、計画的に実行していくことが大切です。

- 学習面や行動面で、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に早期に気付く。
- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握を行い、学級担任の指導への支援方策を具体化する。
- 保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の個別の教育支援計画を策定する。
- 校内関係者と連携して、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の個別の指導計画を作成する。
- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導とその保護者との連携について、全教職員の共通理解を図る。
- 校内研修を推進する。
- 専門家チームに判断を求めるかどうかを検討する。
- 保護者の相談窓口になるとともに、理解推進の中心となる。

(注1) 文部科学省が作成した「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を示す。

2-3 特別支援教育コーディネーターの指名と具体的な動き

1 特別支援教育コーディネーターの指名

学校全体、地域の特別支援学校や関係機関にも目を配ることができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力をもった人材を選ぶことが望ましいといえます。また、特別支援教育についての基礎知識や教育相談ができる力などをもっている人材が適しています。コーディネーターを複数指名すると役割を分担することができ、過重負担にならず、引継ぎもうまくいきます。

2 校(園)内委員会のための情報の収集・準備・推進

- 学習面や行動面で気になる子どもはいないか、悩んでいる教職員や保護者はいないか、アンケートをとるなどして校内の状況を把握することが必要です。
- 気になる子どもの問題点はどこか、チェックリスト等に記入してもらったり、担任や保護者から情報を集めたりして、校(園)内委員会に提出する資料を作成します。
- 校(園)内委員会の日程、場所、内容等を、校長や教頭等と相談して調整します。

3 担任への支援

- 学級での子どもの様子や担任の考え・思いなどをじっくり聞いた後、情報を整理し、改善していくためにはどのように支援していったらいいかを一緒に検討します。
- コーディネーターが、子どもの理解や支援の仕方を助言することも考えられます。
- 個別の教育支援計画の策定や個別の指導計画の作成を担当と一緒にいたり、担任が作成する時にアドバイスしたりします。

4 校内研修の企画・運営

- 教職員の特別支援教育に関する意識やニーズを把握し、特別な教育的支援を必要とする子どもに関する専門的な知識や支援の方法などについての研修を企画します。
- 講師を依頼し、研修内容、日程等を確認します。外部講師には教職員のニーズや学校の状況についての情報を提供しておくことが必要です。
- 校(園)内委員会等で話し合われた内容を全職員に伝達する時間を設けるようにします。

5 関係機関からの情報収集・整理、連絡調整

- 医療機関や福祉機関などの関係機関の情報を収集し、整理します。
- 相談したい内容を整理してから、連携を取りたい関係機関と連絡を取ります。

6 保護者に対する相談窓口

- 保護者と協力して支援する体制を作るため、保護者への特別支援教育に対する理解を進めていくようにします。学校だよりやPTA活動、教育相談等の機会を活用して分かりやすく説明していくことが大切です。
- 相談があった場合、保護者の気持ちを受け止めながら話を聞きます。受容と共感の態度

で接し、信頼関係が築けるように配慮します。保護者の願いや課題と思っているところを聞き取ります。

- 話し合いをしながら状況を整理し、課題を共有していくようにします。保護者と担任、コーディネーターが連携していきながら、学校全体で子どもを支援していくことを理解してもらうようにすることが大切です。

2-4 得られた情報から具体的な支援へのつなげ方

1 個別の指導計画の作成

個別の指導計画は、学校における教育課程や指導計画を子ども一人一人の教育的ニーズに対応して、長期・短期の指導目標や指導内容・方法を記述したもので、学校が主体となって学年や学期ごとに作成します。子どもの認知特性等を考慮し、特定の教科における指導方法の工夫や配慮事項、教材・教具の準備などの計画を作成します。なお、作成に当たっては、保護者から情報を収集する連携が必要です。

P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルを、繰り返し実践することが重要です。

個別の指導計画の様式については、文部科学省のガイドライン等を参考に各学校で作成しますが、実際の授業場面で十分な活用が図れるように、指導内容・方法が具体的に記述できるものにする必要があります。

(1) 実態・ニーズの把握

- ①気付き … 子どものサイン（子どもが困っている状態、担任の指導上の困難、保護者相談など）への気付き
- ②学校全体としての気付き … 他の教員からの情報
- ③校(園)内委員会における実態把握 … チェックリスト、心理検査などの実施

(2) 課題の集約 … 支援や配慮が必要な内容の集約

(3) 目標の設定 … 具体的な目標の絞り込み、単元、学期、学年等の目標設定

(4) 指導計画の作成 … 教科、単元における具体的な手だて（配慮事項、教材・教具、学習形態など）を記載した指導計画の作成

(5) 実践 … 指導計画に基づく実践

(6) 評価 … 目標や手だてにおける単元ごと又は学期ごとの評価

(7) 指導計画の見直し … 未達成の目標に関する手だてや、目標の見直し・修正

2 校(園)内委員会における望ましい教育的対応の検討

実態把握の結果をもとに、対象の子どもに用意したい個別的な配慮の内容や指導体制の改善策などを検討します。その際に、(1)→(2)→(3)の段階を経て対象の子どもの中心的なニーズを把握するとともに、その結果を全職員で共有し、一貫性のある指導や指導体制による支援につなげることが大切です。

(1) 一斉指導における個別的な指導法の工夫や配慮の検討

教師の指示・説明に対する注意の集中や、理解の促進を図る教師の働きかけの工夫、視覚的な情報処理や学習意欲を高める教材・教具の工夫、学習に集中できるための環境構成の工夫等について、一斉指導の中でどのような工夫や配慮が必要か検討します。

(2) 個に応じるための指導体制の整備の検討

対象の子どものニーズが、上述のような一斉指導の中での個別的配慮にとどまらず、個

別の指導時間の確保にある場合、学校の実情に応じてティーム・ティーチングの指導を積極的に展開し、個別的対応をより充実させる必要があります。

(3) 特別な場での個別指導の展開の検討

対象の子どもの学習面や行動面のつまずき、その原因や要因に計画的・体系的にアプローチする必要がある場合、通級指導教室等における個別指導、担任以外の教師による個別指導、「ほっとルーム」の活用などにより、そのニーズに応えることになります。

2-5 支援内容の共通理解の図り方

関係する職員が、同じ方針で一貫した支援体制をとることが効果的です。「いつ」「どこで」「だれが」「どのように支援するか」を明確にして、共通理解することが必要です。

○個別の指導計画を活用します

校(園)内委員会や学年会、支援チームで検討されたことが、学校全体に周知されることが大切です。校(園)内委員会で検討された実態把握と支援の手だてを、子どもの在籍する学年の学年会や直接かかわる職員で構成される支援チームで役割分担をするなど、さらに具体化します。

○会議等を活用します

個別の指導計画により具体化された支援策は、職員会議や研修会等で全職員が共通理解することが大切です。職員会議の中に校(園)内委員会の報告等を位置付けたり、校内研修で事例報告をしたりする方法もあります。



○校内研修の一環として事例検討会を開きます

校(園)内委員会や対象となる子どもの支援チーム、在籍する学年の学年部会など、一部の関係者で行われる検討会のほか、校内研修の一環として全職員で事例検討会を行うことも有効です。すべての職員が参加することにより、より多くの経験やアイデアを活かすことができます。

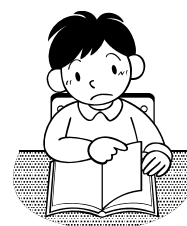
2-6 チームによる支援の必要性とその具体的な進め方

学校生活の場面に応じて、子どもたちはいろいろな役割を担い、様々な姿を見せます。支援チームを組むことで、担任や学年、教科担当の教師だけでは見逃してしまうかもしれない情報を共有してアイデアを出し合い、一貫した支援ができます。

1 支援チームを作ります

支援チームは、対象となる子どもの学校生活全体を見渡して、実際にかかわる教師で構成します。校(園)内委員会で決まった方針に基づいて、「どこで」、「だれが」、「どんな支援を」行うか、具体的に役割分担をします。そして、実際の支援を行い、効果等についてメンバー間や特別支援教育コーディネーターと情報交換をします。校(園)内委員会では、

支援チームの取組について報告し、次の支援を検討します。



2 保護者の協力を得ます

保護者と学校園はパートナーとして協力し合うことが大切です。保護者から学ぶべきことは学び、信頼関係を築きましょう。学校園での取組やその評価については保護者に伝え、家庭での様子や保護者の要望も聞いて、次の支援策を考えましょう。保護者に支援チームの一員として参加してもらう方法もあります。

3 具体的な支援のアイデアを検討します

支援の方策は一つだけではありません。子どもの置かれている状況は様々です。事例に応じてよりよい支援の方策を考える必要があります。話合いの方法には、「インシデント・プロセス法」、「ブレインストーミング法」、「KJ法」(注2)などがあります。

(注2)「インシデント・プロセス法」等の詳しい説明は、第19集をご覧ください。

2-7 特別支援学級の弾力的な運用

これからの特別支援学級は、現行の制度を弾力的に運用し、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援に、特別支援学級担当者の専門性を積極的に活用していくことが求められています。

「弾力的な運用」という観点での支援としては、以下のような形態が考えられます。

- ① 特別支援学級担当者が、放課後に個別指導を行う
- ② 特別支援学級担当者が授業をもたない時間（在籍児童生徒が通常の学級で交流及び共同学習をしている時間、または他の教員が特別支援学級で在籍児童生徒を指導している時間）における個別指導等
- ③ 特別支援学級担当者が在籍児童生徒に付き添って通常の学級で交流及び共同学習を行う際、特別支援学級の児童生徒に加え、対象児童生徒の支援をする
- ④ 特別支援学級担当者が通常の学級で授業を行う際、対象の児童生徒に配慮や個別支援を行う

これからの特別支援学級の担当者は、今までの障害児教育の中で培ってきた専門的な知識や指導技術を発揮し、校内における特別支援教育推進の核として機能することが求められています。その機能が十分発揮されることが校内支援体制の活性化につながっていきます。しかし、あくまでも全校支援体制での取組です。支援の必要な児童生徒を特別支援学級の担当者任せにするのではなく、全職員がそれぞれの経験や特性を生かして協力し合って取り組んでいくことを確認しておく必要があります。

2-8 通級指導教室の活用、連携

1 通級指導教室について

通級による指導の主な対象児は、通常の学級に在籍している次のような子どもです。

- ・発音に誤りがあつたり不明瞭であつたりする。
- ・ことばのくり返しやつまりがある。
- ・呼びかけても振り向かなかつたり、聞き間違いがあつたりする。
- ・こだわりや感情の起伏が激しく、コミュニケーションが苦手である。
- ・人前では全く話さなくなってしまう。
- ・感情が不安定ですぐ泣いたり怒つたりする。
- ・夜尿、抜毛、チックなどがある。
- ・落ち着きがなく、衝動的。興味のないことには全く集中できない。
- ・読み書きが他の学習に比べて極端に遅れている。

実際の指導は、子どもの実態に応じて1週間に1～8単位時間（場合によっては月1単位時間）、通常の学級を離れて受けられます。放課後などの時間も可能です。これらの指導は、在籍している学校で授業を受けたこととなります。曜日や回数・時間帯・学習内容などは、保護者や在籍校と相談して決めます。

平成18年度から、LDやADHDのある児童生徒が正式に「通級による指導」の対象になり、指導時間も月1単位時間程度の指導でも効果があると認められました。

対象児や入級手続きは、各教室によって異なりますので、詳しいことは各地区の教育委員会や通級指導教室に問い合わせてください。

2 通級指導教室の役割について

○子どもの指導

- ・専門的な視点からの子どもの実態把握
- ・個別指導や小集団指導
- ・遊戯療法などによる不適応行動の改善
- ・認知面の偏りを把握し、指導方法を工夫した教科補充指導
- ・ソーシャルスキルトレーニングなどを取り入れた指導
- ・知能検査の実施
- ・構音指導などの専門的な言語指導
- ・本人の自己実現へのアドバイス
- ・個別の指導計画の作成

○保護者への支援

- ・保護者との面談
- ・信頼関係の上に立ったアドバイス
- ・保護者会（親の会）などの情報交換
- ・保護者の精神的な支え
- ・同じ立場の保護者との出会い
- ・保護者向け学習会

○在籍学級の担任との連携

- ・担任を交えた説明会での個別の目標などの共通理解
- ・指導記録や学級での様子などの情報交換
- ・在籍学校訪問（授業参観）での子どもの行動分析
- ・毎月の通信などの交換
- ・指導報告書で共通理解など

○地域の特別支援教育のセンター校として

- ・子どもの特性についての専門的な見方・捉え方の伝達
- ・保護者の教育相談
- ・通常学級における個に応じた指導の工夫や配慮事項の伝達
- ・教室通信や各種パンフレットの作成、配布
- ・発達障害児の理解を深めるための研修の設定や講師
- ・授業参観などを通しての担任への指導助言



参考・引用文献

- ・「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」
文部科学省 2004年
- ・「特別支援教育の校内支援体制づくり」大南英明 著 明治図書 2006年
- ・「中学・高校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の指導
自立をめざす生徒の学習・メンタル・進路指導」
柘植雅義、秋田喜代美 他 編著 東洋館出版社 2007年
- ・「特別支援教育ハンドブック」 全国心身障害児福祉財団 2007年
- ・「小・中学校等における『個別の教育支援計画』の策定と活用」
全国特別支援学校長会・全国特別支援学級設置学校長協会編 2007年
- ・「幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育推進のためのQ & A」
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課 2007年

資 料

【群馬県総合教育センターが編集・発行した特殊教育指導資料】

<第1集～第9集は、省略>

- ・第10集 個に応じた指導の実践 平成10年3月
- ・第11集 特殊教育におけるコンピュータの活用 平成11年3月
- ・第12集 障害のある子どもの教材・教具 平成12年3月
- ※第13集 特殊教育におけるインターネットの利用
－特殊学級や通級指導教室での活用に向けて－ 平成13年3月
- ※第14集 新しく特殊学級等の担任になった人のためのQ & A 101 平成14年3月
- ※第14集(改訂版)
新しく特殊学級等の担任になった人のためのQ & A 101+ 4 平成18年3月
- ※第15集 知的障害特殊学級における指導計画の作成 平成15年3月

【群馬県総合教育センターが編集・発行した特別支援教育指導資料】

- ※第16集 学校全体で取り組む特別支援教育
－LD・ADHD等の子どもたちの教育の充実 平成16年3月
- ※第17集 すべての教員のための『特別支援教育入門ガイドブック』 平成17年3月
- ※第18集 すべての教員のための『特別支援教育入門ガイドブック』2
－実践事例21－ 平成18年3月
- ※第19集 小・中学校における特別支援教育の校内支援体制ガイドブック
平成19年2月

(注) ※印の指導資料は、群馬県総合教育センターのWebページで、それ以外の指導資料はカリキュラムセンターで閲覧することができます。

本指導資料は、次の者が編集・作成にあたった。

須藤 昌彦	群馬県教育委員会特別支援教育室指導主事
中村 健	特別支援研究グループリーダー
長島 宏	同 指導主事
飯塚 幹雄	同 指導主事
須田 雅人	同 指導主事

特別支援教育指導資料第20集

「特別支援教育における関係機関との連携の進め方」

発行 平成20年3月

発行者 群馬県総合教育センター

所長 濱田陽一

群馬県伊勢崎市今泉町一丁目233-2

TEL 0270-26-9211

URL <http://www.center.gsn.ed.jp>